



# 長野県報

4月22日(木)  
平成16年  
(2004年)  
第1552号

## 目次

### 告示

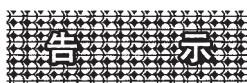
|  |   |
|--|---|
| 介護保険法に基づく介護老人保健施設の許可（高齢福祉課）                        | 1 |
| 園芸特産振興事業補助金交付要綱（昭和49年長野県告示第226号）の一部改正（園芸特産課）       | 1 |
| 農業経営基盤強化促進対策事業補助金交付要綱（昭和52年長野県告示第671号）の一部改正（農村整備課） | 2 |
| 都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限（建築管理課）             | 2 |
| 特定計量器の定期検査（産業技術課）                                  | 4 |
| 昭和62年長野県公営企業告示第3号（収納取扱金融機関の指定）の一部改正（企業局総務課）        | 7 |

### 公告

|  |    |
|--|----|
| 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室） | 8  |
| 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書の縦覧（産業振興課）                 | 8  |
| 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書及び添付書類の縦覧（2件）（産業振興課）       | 12 |
| 一般競争入札（産業活性化・雇用創出推進局）                          | 13 |
| 県営土地改良区の工事の完了（土地改良課）                           | 14 |
| 土地改良事業計画変更協議の審査結果（土地改良課）                       | 14 |
| 土地改良事業施行協議の審査結果（4件）（土地改良課）                     | 14 |
| 土地改良事業の施行についての同意（土地改良課）                        | 15 |
| 土地改良区の役員の就任及び退任（8件）（土地改良課）                     | 15 |
| 開発行為に関する工事の完了（3件）（建築管理課）                       | 17 |
| 警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習（生活安全企画課）             | 18 |

### 正誤

|           |    |
|-----------|----|
| 正誤（文書学事課） | 19 |
|-----------|----|



### 長野県告示第301号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定による介護老人保健施設の許可を次のとおり行いました。

平成16年4月22日

長野県知事 田中康夫

施設の名称 所在地 許可した年月日

介護老人保健施設 すばらしき仲間たち 諏訪市湖南4894-1 平成16年3月31日

高齢福祉課

### 長野県告示第302号

園芸特産振興事業補助金交付要綱（昭和49年長野県告示第226号）の一部を次のように改正し、平成16年度の補助金から適用します。

平成16年4月22日

長野県知事 田中康夫

別表の特産振興対策の項中

「効率的養蚕産地育成推進事業」を「新用途繭推進事業」に、

「長野県養蚕産地育成協議会が行う効率的養蚕産地育成推進事業」を「信州ブランド繭・蚕用途開発協議会が行う新用途繭推進事業」に改め、同表の流通対策の項中

「食品販売業等連携活性化実践事業」を「食品小売業経営活性化ビジネスモデル支援事業」に、

「食品販売業等連携活性化実践事業」を「食品小売業経営活性化ビジネスモデル支援事業」に改め、同表の水産振興対策の項中

|              |   |         |
|--------------|---|---------|
| 諏訪湖漁業振興対策事業  | 諏訪湖漁業協同組合が行う魚族の放流事業に要する経費                                     | 知事が定める額 |
| 外来魚等食害防止対策事業 | 市町村、長野県漁業協同組合連合会又は漁業協同組合が外来魚等食害防止対策事業実施計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 | 2分の1以内  |

を

|              |   |        |
|--------------|---|--------|
| 外来魚等食害防止対策事業 | 市町村、長野県漁業協同組合連合会又は漁業協同組合が外来魚等食害防止対策事業実施計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 | 2分の1以内 |
|--------------|---|--------|

に改める。

園芸特産課

**長野県告示第303号**

農業経営基盤強化促進対策事業補助金交付要綱（昭和52年長野県告示第671号）の一部を次のように改正し、平成16年度の補助金から適用します。

平成16年4月22日

長野県知事 田 中 康 夫

第2の表中「地域営農システム総合対策事業」を「農業経営基盤強化促進対策事業」に、

|                   |          |
|-------------------|----------|
| イ 農業経営法人化推進事業     | 2分の1以内   |
| イ 農業法人総合支援事業      | 10分の10以内 |
| b 認定農業者利用集積促進事業   | 4分の3以内   |
| c 認定農業者農地利用再編事業   | 10分の10以内 |
| (a) 認定農業者農地集積調整事業 | 2分の1以内   |
| (b) 認定農業者農地集積促進事業 | 2分の1以内   |
| エ 集落組織経営体育成モデル事業  | 2分の1以内   |

を

b 認定農業者農地利用再編事業  
 (a) 認定農業者利用調整推進事業  
 (b) 認定農業者農地集積促進事業  
 エ 集落組織経営体育成モデル事業

10分の10以内  
 2分の1以内  
 10分の10以内

に、 カ 地域営農補完体制整備事業  
 (7) 農業法人等担い手育成型  
 (4) 担い手不在型

を

カ 地域営農補完体制整備事業

に、

地域営農補完体制整備事業  
 ア 農業法人等担い手育成型  
 イ 担い手不在型

を

地域営農補完体制整備事業

に、「(1)のカの

(イ)」を「(1)のイ、エ及びカ」に、「(1)のウの(イ)のcの(a)」を「(1)のウの(イ)のbの(a)」に、

農地保有合理化総合推進事業  
 ア 調査業務費  
 イ 農用地調整推進活動  
 (ア) 調整推進活動業務  
 (イ) 調整推進活動

を

農地保有合理化担い手育成地域推進事業  
 ア 計画策定業務費  
 イ 農用地調整推進活動業務費  
 (ア) 調整推進調査費  
 (イ) 調整推進活動費

に改め、「ア及

びイの(7)に掲げる」を削り、「ついては10分の6、イの(イ)に掲げる事業に要する経費については2分の1」を「10分の6」に改める。

第3第1項第1号中「、同(1)のカの(7)及び(イ)の経費」を削る。

第6を削り、第7を第6とし、第8を第7とし、第9を第8とする。

第10中「岡谷市」を「東御市にあつては上小地方事務所、岡谷市」に、「更埴市」を「千曲市」に改め、同第10を第9とする。

農村整備課

**長野県告示第304号**

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第1号による別表第3の5の項及び第56条第1項第2号のニの規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限を次のとおり定め、平成16年5月1日から施行します。

平成16年4月22日

長野県知事 田 中 康 夫

| 区域                       | 法第52条第1項第6号の規定による数値            | 法第53条第1項第6号の規定による数値 | 法第56条第1項第1号による法別表第3の5の項の規定による数値 | 法第56条第1項第2号の二の規定による数値 |
|--------------------------|--------------------------------|---------------------|---------------------------------|-----------------------|
| 軽井沢都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域 | 別に示す図書により定める区域<br>(面積 1,843ha) | 10分の5               | 10分の3                           | 1.25                  |
|                          | 別に示す図書により定める区域<br>(面積 170ha)   | 10分の10              | 10分の5                           | 1.25                  |
| 東御都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域  | 別に示す図書により定める区域<br>(面積 1,133ha) | 10分の10              | 10分の6                           | 1.25                  |
|                          | 別に示す図書により定める区域<br>(面積 3,050ha) | 10分の20              | 10分の6                           | 1.25                  |
| 飯田都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域  | 別に示す図書により定める区域<br>(面積 5,018ha) | 10分の10              | 10分の6                           | 1.25                  |
|                          | 別に示す図書により定める区域<br>(面積 9ha)     | 10分の20              | 10分の7                           | 1.5                   |
|                          | 別に示す図書により定める区域<br>(面積 12ha)    | 10分の30              | 10分の7                           | 1.5                   |
| 塩尻都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域  | 別に示す図書により定める区域<br>(面積 8,774ha) | 10分の20              | 10分の6                           | 1.5                   |
| 明科都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域  | 別に示す図書により定める区域<br>(面積 4,212ha) | 10分の20              | 10分の6                           | 1.25                  |
| 波田都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域  | 別に示す図書により定める区域<br>(面積 1,324ha) | 10分の10              | 10分の6                           | 1.25                  |
|                          | 別に示す図書により定める区域<br>(面積 312ha)   | 10分の20              | 10分の6                           | 1.25                  |
| 豊科都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域  | 別に示す図書により定める区域<br>(面積 2,274ha) | 10分の10              | 10分の6                           | 1.25                  |
|                          | 別に示す図書により定める区域<br>(面積 1,151ha) | 10分の20              | 10分の6                           | 1.25                  |
| 穂高都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域  | 別に示す図書により定める区域<br>(面積 6,234ha) | 10分の10              | 10分の6                           | 1.25                  |
|                          | 別に示す図書により定める区域<br>(面積 44ha)    | 10分の20              | 10分の6                           | 1.25                  |
| 三郷都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域  | 別に示す図書により定める区域<br>(面積 2,910ha) | 10分の20              | 10分の6                           | 1.25                  |
| 堀金都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域  | 別に示す図書により定める区域<br>(面積 740ha)   | 10分の10              | 10分の6                           | 1.25                  |

|                                  |                                 |        |        |      |      |  |
|----------------------------------|---------------------------------|--------|--------|------|------|--|
|                                  | 別に示す図書により定める区域<br>(面積 1,480ha)  | 10分の20 | 10分の 6 | 1.25 | 1.25 |  |
| 長野都市計画区域のうち豊野町の区域内の用途地域の指定のない区域  | 別に示す図書により定める区域<br>(面積 1,054ha)  | 10分の20 | 10分の 6 | 1.25 | 1.25 |  |
| 須坂都市計画区域のうち須坂市の区域内の用途地域の指定のない区域  | 別に示す図書により定める区域<br>(面積 2,904ha)  | 10分の10 | 10分の 6 | 1.5  | 1.25 |  |
| 須坂都市計画区域のうち小布施町の区域内の用途地域の指定のない区域 | 別に示す図書により定める区域<br>(面積 1,525ha)  | 10分の10 | 10分の 6 | 1.25 | 1.25 |  |
| 山ノ内都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域         | 別に示す図書により定める区域<br>(面積 687ha)    | 10分の 5 | 10分の 3 | 1.25 | 1.25 |  |
|                                  | 別に示す図書により定める区域<br>(面積 17,422ha) | 10分の10 | 10分の 5 | 1.25 | 1.25 |  |
|                                  | 別に示す図書により定める区域<br>(面積 2,578ha)  | 10分の20 | 10分の 6 | 1.25 | 1.25 |  |
|                                  | 別に示す図書により定める区域<br>(面積 300ha)    | 10分の30 | 10分の 7 | 1.5  | 2.5  |  |

(備考) 別に定める図書は、省略し、長野県住宅部建築管理課、各地方事務所及び各市役所又は町村役場に備え置いて縦覧に供します。

建築管理課

### 長野県計量検定所告示第1号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により実施するものを除きます。

平成16年4月22日

長野県計量検定所長 橋詰義達

| 区 域      | 期 日      |                          | 場 所                               |
|----------|----------|--------------------------|-----------------------------------|
|          | 月 日      | 時 間                      |                                   |
| 北佐久郡浅科村  | 5月24日（月） | 午前10時30分から<br>午前11時30分まで | 北佐久郡浅科村甲1399番地<br>浅科村役場           |
| 北佐久郡望月町  |          | 午後1時から<br>午後3時30分まで      | 北佐久郡望月町大字望月303番地<br>望月駒の里ふれあいセンター |
| 東御市北御牧地区 | 5月25日（火） | 午前10時30分から<br>正午まで       | 東御市大日向337番地<br>東御市北御牧総合支所         |
| 北佐久郡立科町  |          | 午後1時30分から<br>午後3時30分まで   | 北佐久郡立科町大字芦田2532番地<br>立科町役場        |
| 北佐久郡御代田町 | 5月26日（水） | 午後1時から<br>午後3時30分まで      | 北佐久郡御代田町大字御代田2464-2<br>御代田町役場     |
| 北佐久郡軽井沢町 | 5月27日（木） | 午後1時から<br>午後3時30分まで      | 北佐久郡軽井沢町大字長倉2353番地の1<br>軽井沢町中央公民館 |
| 下伊那郡清内路村 | 5月31日（月） | 午前11時から<br>正午まで          | 下伊那郡清内路村375番地の1<br>清内路村役場         |

|   |          |   |  |
|---|----------|---|--|
| 下伊那郡阿智村                                 | 5月31日(月) | 午後1時30分から<br>午後4時まで                         | 下伊那郡阿智村駒場468番地の1<br>阿智村中央公民館                     |
| 下伊那郡浪合村                                 | 6月1日(火)  | 午前10時から<br>午前11時まで                          | 下伊那郡浪合村1018番地<br>浪合村役場                           |
| 下伊那郡根羽村                                 |          | 午後1時から<br>午後2時まで                            | 下伊那郡根羽村2131番地1<br>根羽村老人福祉センター しゃくなげ              |
| 下伊那郡平谷村                                 |          | 午後3時から<br>午後4時まで                            | 下伊那郡平谷村1808番地<br>平谷村ふれあいセンター                     |
| 下伊那郡天龍村                                 | 6月2日(水)  | 午前9時から<br>午前10時まで                           | 下伊那郡天龍村平岡878番地<br>天龍村老人福祉センター                    |
| 下伊那郡南信濃村                                |          | 午前11時から<br>正午まで                             | 下伊那郡南信濃村大字和田1379番地<br>南信濃村基幹集落センター               |
| 下伊那郡上村                                  |          | 午後2時から<br>午後3時まで                            | 下伊那郡上村659番地の2<br>みなみ信州農業協同組合上村支所                 |
| 下伊那郡喬木村                                 | 6月3日(木)  | 午前10時30分から<br>正午まで及び<br>午後1時から<br>午後2時まで    | 下伊那郡喬木村6686番地<br>みなみ信州農業協同組合喬木支所                 |
| 下伊那郡下條村                                 |          | 午後3時から<br>午後4時まで                            | 下伊那郡下條村睦沢8801番地の1<br>下條村村民センター                   |
| 下伊那郡壳木村                                 | 6月4日(金)  | 午前9時から<br>午前10時まで                           | 下伊那郡壳木村968番地1<br>壳木村役場                           |
| 下伊那郡阿南町のうち新野地区                          |          | 午前11時から<br>正午まで                             | 下伊那郡阿南町新野1492番地<br>新野福祉センター                      |
| 下伊那郡阿南町のうち富草地区、<br>大下条及び和合地区            |          | 午後1時30分から<br>午後3時まで                         | 下伊那郡阿南町東条58番地1<br>阿南町役場                          |
| 下伊那郡松川町                                 | 6月8日(火)  | 午前10時30分から<br>正午まで及び<br>午後1時から<br>午後3時30分まで | 下伊那郡松川町元大島3823番地<br>松川町役場                        |
| 下伊那郡大鹿村                                 | 6月9日(水)  | 午前11時から<br>正午まで                             | 下伊那郡大鹿村大字大河原354番地<br>大鹿村役場                       |
| 下伊那郡豊丘村                                 |          | 午後2時から<br>午後3時まで                            | 下伊那郡豊丘村大字神稲3128番地1<br>豊丘村交流センター「だいち」             |
| 下伊那郡泰阜村                                 | 6月10日(木) | 午前10時30分から<br>正午まで                          | 下伊那郡泰阜村3236番地1<br>泰阜村山村開発センター                    |
| 下伊那郡高森町                                 |          | 午後2時から<br>午後3時30分まで                         | 下伊那郡高森町下市田2180番地<br>高森町民体育館                      |
| 上水内郡三水村                                 | 6月14日(月) | 午後1時30分から<br>午後4時まで                         | 上水内郡三水村大字普光寺920番地<br>三水村公民館                      |
| 上水内郡信濃町のうち大字野尻、<br>古海、熊坂及び柏原            | 6月15日(火) | 午前9時から<br>午前11時30分まで                        | 上水内郡信濃町大字柏原3537番地<br>ながの農業協同組合北部営農センター信<br>濃町共撰所 |
| 上水内郡信濃町のうち大字古間、<br>富濃、荒瀬原、大井、穂波及び<br>平岡 |          | 午後1時から<br>午後3時30分まで                         | 上水内郡信濃町大字古間765番地<br>信濃町立総合体育館                    |
| 上水内郡牟礼村                                 | 6月16日(水) | 午後1時30分から<br>午後4時まで                         | 上水内郡牟礼村大字牟礼2795番地3<br>飯綱福祉センター                   |
| 上水内郡戸隠村                                 | 6月17日(木) | 午前9時から<br>午前11時まで                           | 上水内郡戸隠村大字豊岡1552番地<br>戸隠村農村環境改善センター               |

|                              |          |   |                                    |
|------------------------------|----------|---|------------------------------------|
| 上水内郡鬼無里村                     |          | 午後1時から<br>午後3時まで                            | 上水内郡鬼無里村大字日影2750番地1<br>鬼無里村役場      |
| 上水内郡中条村                      | 6月21日(月) | 午前10時30分から<br>正午まで                          | 上水内郡中条村大字中条2625番地1<br>中条村民会館       |
| 上水内郡小川村                      |          | 午後1時30分から<br>午後3時まで                         | 上水内郡小川村大字高府8800番地8<br>小川村役場地下駐車場   |
| 上水内郡信州新町                     | 6月22日(火) | 午前10時30分から<br>正午まで及び<br>午後1時から<br>午後3時まで    | 上水内郡信州新町大字新町179番地ロ<br>信州新町福祉会館     |
| 上水内郡豊野町                      | 6月23日(水) | 午前10時30分から<br>正午まで及び午後<br>1時から午後3時<br>まで    | 上水内郡豊野町大字豊野624番地<br>豊野町老人福祉センター    |
| 佐久市のうち岸野及び桜井地区               | 6月28日(月) | 午前10時30分から<br>正午まで                          | 佐久市大字伴野1489番地<br>佐久浅間農業協同組合岸野支所    |
| 佐久市のうち中佐都及び高瀬地区              |          | 午後1時30分から<br>午後4時まで                         | 佐久市大字塚原801番地の1<br>佐久浅間農業協同組合中佐都支所  |
| 佐久市のうち中込、平賀及び内山地区            | 6月29日(火) | 午前9時から<br>正午まで                              | 佐久市大字平賀5333番地<br>佐久浅間農業協同組合平賀支所    |
| 佐久市のうち志賀、三井及び平根地区            |          | 午後2時から<br>午後4時まで                            | 佐久市大字志賀6106番地<br>佐久浅間農業協同組合東支所     |
| 佐久市のうち岩村田及び小田井地区             | 6月30日(水) | 午前9時から正午<br>まで及び午後1時<br>から午後2時30分<br>まで     | 佐久市大字岩村田543番地<br>浅間会館              |
| 佐久市野沢地区                      | 7月1日(木)  | 午前10時30分から<br>正午まで                          | 佐久市大字取出町183番地<br>野沢会館              |
| 佐久市のうち大沢及び前山地区               |          | 午後1時30分から<br>午後3時まで                         | 佐久市大字前山23番地<br>佐久浅間農業協同組合前山支所      |
| 北安曇郡小谷村                      | 7月5日(月)  | 午後1時から<br>午後2時30分まで                         | 北安曇郡小谷村大字中小谷丙131番地<br>小谷村役場        |
| 北安曇郡美麻村                      | 7月6日(火)  | 午前10時30分から<br>午前11時30分まで                    | 北安曇郡美麻村11399番地<br>美麻村役場            |
| 北安曇郡白馬村                      |          | 午後1時30分から<br>午後3時まで                         | 北安曇郡白馬村大字北城7025番地<br>白馬村多目的研修集会施設  |
| 北安曇郡八坂村                      | 7月7日(水)  | 午前10時から<br>午前11時30分まで                       | 北安曇郡八坂村1133番地1<br>情報コミュニティーセンターアキツ |
| 北安曇郡松川村                      |          | 午後1時30分から<br>午後4時まで                         | 北安曇郡松川村76番地5号<br>松川村役場             |
| 北安曇郡池田町                      | 7月8日(木)  | 午前10時30分から<br>正午まで及び午後<br>1時から午後3時<br>まで    | 北安曇郡池田町大字池田3190番地1<br>池田町公民館       |
| 須坂市のうち井上、高甫及び日野地区            | 7月12日(月) | 午前10時30分から<br>正午まで                          | 須坂市大字幸高274番地3<br>須坂市井上地域公民館        |
| 須坂市のうち仁礼及び豊丘地区               |          | 午後1時30分から<br>午後3時まで                         | 須坂市大字仁礼245番地1<br>須高農業協同組合仁礼支所共撰所   |
| 須坂市のうち上部、東部、日滝、<br>豊洲及び旭ヶ丘地区 | 7月13日(火) | 午前10時30分から<br>正午まで及び午後<br>1時から午後4時<br>30分まで | 須坂市大字須坂747番地イ<br>須坂市公民館            |

|                |          |   |                                   |
|----------------|----------|---|-----------------------------------|
| 須坂市のうち西部及び南部地区 | 7月14日(水) | 午前9時から<br>正午まで                              | 須坂市大字須坂1531番地<br>須坂市役所西館          |
| 須坂市全域          |          | 午後1時から<br>午後4時まで                            | 須坂市大字須坂1531番地<br>須坂市役所西館          |
| 大町市のうち平地区      | 7月20日(火) | 午前10時30分から<br>正午まで                          | 大町市大字平10352番地1<br>大町市平公民館女性未来館ピュア |
| 大町市全域          |          | 午後1時30分から<br>午後3時30分まで                      | 大町市大字大町3887番地<br>大町市役所            |
|                | 7月21日(水) | 午前10時30分から<br>正午まで及び午後<br>1時から午後3時<br>30分まで |                                   |

産業技術課

**長野県公営企業告示第2号**

昭和62年長野県公営企業告示第3号（収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、平成16年5月17日から施行します。

平成16年4月22日

長野県公営企業管理者 古林 弘充

別表中 「　　''　　昭和通支店　　''　　川中島支店　　''」を「　　''　　川中島支店　　''」に改める。

総務課